

18歳から大人になります 考えよう！

大人になるとできること 気を付けること



4月1日から成年年齢が現行の20歳から18歳に引き下げられ、18歳に達した年齢の皆さんは「成年=大人」になります。

民法が定めている成年年齢には「一人で契約をすることができる年齢」「父母の親権に服さなくなる年齢」という意味があります。大人になることで、何が変わるのか、何ができるようになるのか考えてみましょう。

成年年齢の引き下げで変わること・変わらないこと

- 変わること**
- 18歳（大人）になったらできること
 - ◆親の同意がなくても契約できる
 - ・携帯電話の契約
 - ・ローンを組む
 - ・クレジットカードを作る
 - ・一人暮らしの部屋を借りる など
 - ◆10年有効のパスポートを取得する
 - ◆公認会計士や司法書士、医師免許、薬剤師免許などの国家資格を取る
 - ◆結婚（女性の結婚可能年齢が16歳から18歳に引き上げられ、男女とも18歳に）
 - ◆性同一性障害の人が性別の取り扱いの変更審査を受けられる
 - ※普通自動車免許の取得は従来と同様「18歳以上」で取得可能。

- 変わらないこと**
- 20歳にならないとできないこと
- ◆飲酒をする
 - ◆喫煙をする
 - ◆競馬や競輪、オートレース、競艇の投票券を買う
 - ◆養子を迎える
 - ◆大型・中型自動車運転免許の取得
- ※これらは健康面への影響や非行防止、青少年保護などの観点から、現状維持となっています。

成人式の開催は？
本市では、来年1月以降も、これまでと同様に年度内に20歳を迎える方を対象に式典などを開催します。

親の同意がなくても契約が可能に
大人になり、大きく変わるこの一つに「一人で契約ができる」ことが挙げられます。

未成年者の場合、親の同意を得ていない契約は民法で定められた「未成年者取消権」によって一定の場合を除いて取り消すことができます。未成年者取消権は未成年者を保護し、消費者被害を抑止する役割を果たしています。成年に達すると、親の同意がなくても契約が可能となり、その契約に対して責任を負うのも自分自身になります。

消費者トラブルに遭わないためには、未成年者のうちから契約に関する知識を学び、さまざまなルールを知った上で、その契約が必要かよく検討する力を身に付けておくことが大切です。契約は慎重に行い「だまされたい消費者」になることが重要です。今だけ・こだけ・自分だけの消費行動を転換し「自分で考える消費者」を目指しましょう。

こんなトラブルに注意！ — トラブルの事例とアドバイス —

Case1 定期購入

お試しで1袋300円のダイエットサプリを購入したつもりだったが、後日、定期購入としてダイエットサプリ20袋と4万円の請求書が届いた。

◆アドバイス

- ・初回金額の安さだけでなく、定期購入が条件になっていないかなど、契約内容・解約条件についても十分確認する



Case2 美容医療

二重まぶた整形2万円という広告を見てカウンセリングを受けたが「あなたはその方法では無理」と言われ、30万円の施術を勧められた。断り切れずローンを組んで、当日中に施術を受けてしまった。

◆アドバイス

- ・当日中に施術する必要があるかよく考える
- ・ローンは借金であることを認識する



Case3 もうけ話

誰でも稼げるという副業のマニュアルを購入後、事業者から勧められ、借金をして、さらにサポートを受けられる契約をしたがもうからない。

◆アドバイス

- ・「簡単に稼げる」という話をうのみにしない
- ・借金をしてまで契約しない
- ・断る際は「契約しない」ときっぱり断る



消費生活について学んでみませんか

市では、市民の皆さんが消費者トラブルに遭わないよう、地域や学校、各種団体などからの依頼を受けて、消費生活コーディネーターや消費生活センターの職員が講師として出前講座を実施しています。そのほか、小・中学生には消費者教育副読本を、高校3年生には消費者教育ガイドブックを配布するなど、市民の皆さんが「賢い消費者」になる手助けとなるよう消費者教育（啓発）の取り組みを行っています。

消費生活に関する出前講座の申し込み方法など詳しくは、消費生活センター（☎22-7021）へお問い合わせください。

契約や買い物で「困ったな」と思ったら

まずは、電話で相談してください。問題解決のため、契約した状況や経過などを詳しく伺いますので、契約書などの資料をご用意の上、お問い合わせください。

○市消費生活センター（☎22-0999）

▶受付時間 月曜日から金曜日（祝日および年末年始を除く）の9時～16時

○消費者ホットライン（☎188）

※開所している消費生活相談窓口につながります。

